

◎新潟県告示第494号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市堀越字砂田3257番	田	842
阿賀野市堀越字砂田3285番 1	畑	548
阿賀野市堀越字砂田3286番	田	46
阿賀野市堀越字砂田3415番 1	畑	519
阿賀野市堀越字砂田3415番子	田	23
阿賀野市堀越字砂田3416番 1	田	39
阿賀野市堀越字砂田3416番 2	田	9.91
阿賀野市堀越字砂田3429番	畑	109
阿賀野市寺社字鴨深甲3042番	田	2,023

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年8月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

83,425円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。